

働き方の見直しと次世代育成支援について

朝川 知昭

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

総務課少子化対策企画室長

略歴：1967年	出生
1990年	厚生省（現厚生労働省）入省
2004～2006年	医政局総務課
2006～2007年	厚生労働大臣秘書官
2007年8月～	現職

- 国民の結婚や出産に対する希望と現実の乖離
 - ・ 若年者の非正規雇用の増加
 - ・ 難しい女性の就業継続
 - ・ 子育て世代の長時間労働
 - ・ 子育ての孤立化と負担感の増加

- 働き方の見直しと子育て支援サービス基盤の充実

- 働き方の見直しに関する最近の動き
 - ・ ワークライフバランス（仕事と生活の調和）憲章と行動指針
 - ・ 事業主の行動計画の充実（次世代法の改正）
 - ・ 労働基準法の改正
 - ・ 育児・介護休業制度の見直し
 - ・ 短時間勤務制度等の充実による育児休業明けの働き方の見直し
 - ・ 父親が子育てできる働き方の実現

- 「中期プログラム」による少子化対策の充実
 - ・ 少子化対策への財源投入
 - ・ 次世代育成支援のための新たな制度体系の構築
 - ・ 保育施策の充実
 - ・ 放課後児童対策の充実
 - ・ すべての子育て家庭対策の充実

- 平成20年度第2次補正予算と平成21年度予算
 - ・ 妊婦健診の無料化、出産育児一時金の引き上げ等

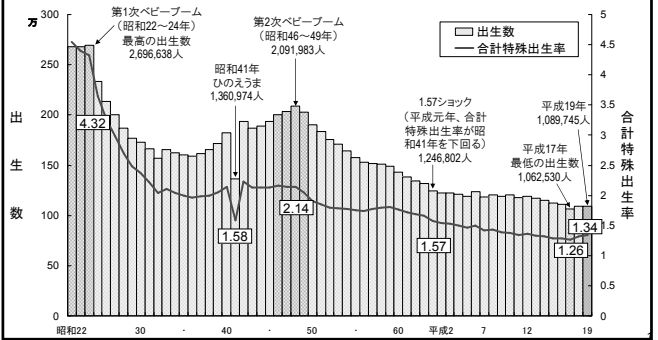
働き方の見直しと次世代育成支援について

平成21年2月21日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
総務課 少子化対策企画室
朝川 知昭

少子化の現状

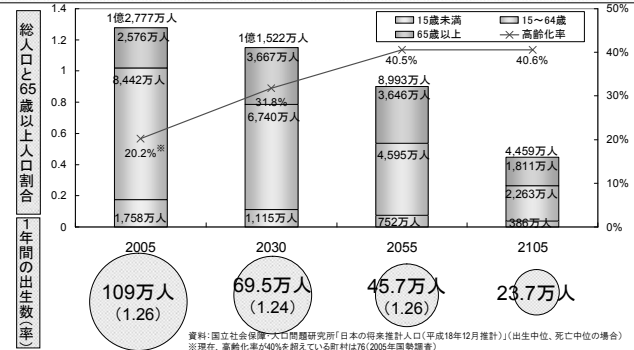
○ 現在我が国においては急速に少子化が進行。合計特殊出生率は、平成17年に1.26と過去最低を更新。18年・19年と出生率は前年を上回ってはいるが、出生数は減少。



今後の我が国の人口構造の急速な変化

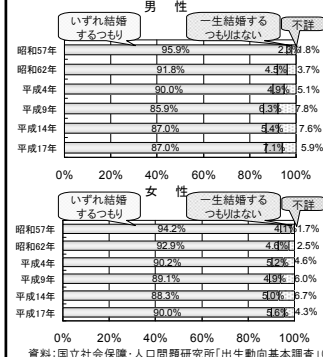
～日本の将来推計人口(平成18年12月推計)～

- 我が国の合計特殊出生率は、2005年に1.26と過去最低を更新。人口減少が始まった。
- 新人口推計(中位)によれば、2055年に産まれる子ども数は現在の約4割、高齢化率は現在の2倍(40.5%)、生産年齢人口(15～64歳)も現在の2分の1近くに激減する。

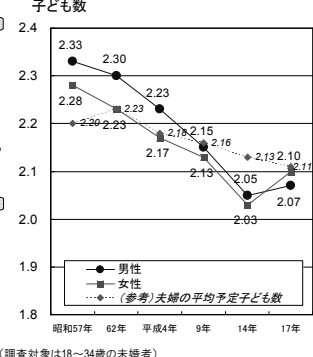


国民の結婚や出産に対する希望

○「生涯の結婚意思」について



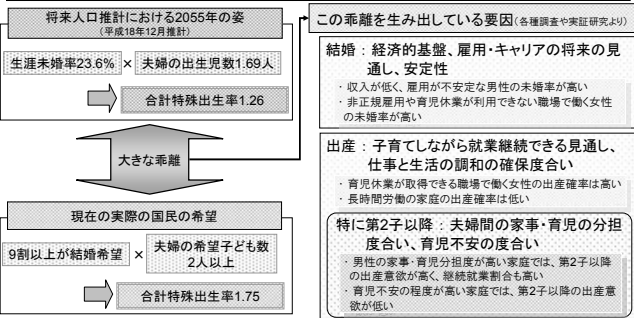
○「いずれ結婚するつもり」の未婚男女の希望子ども数



結婚や出産・子育てをめぐる国民の希望と現実との乖離

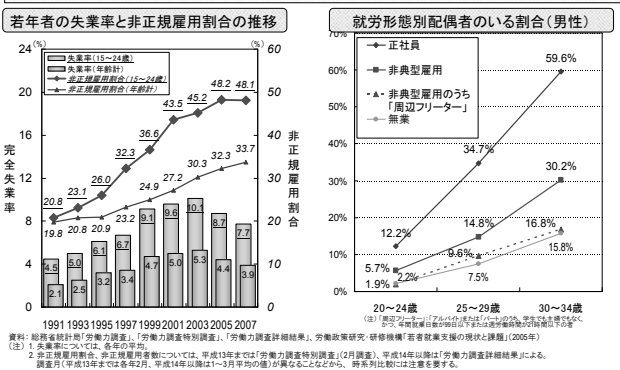
～急速な少子化を招いている社会的要因～

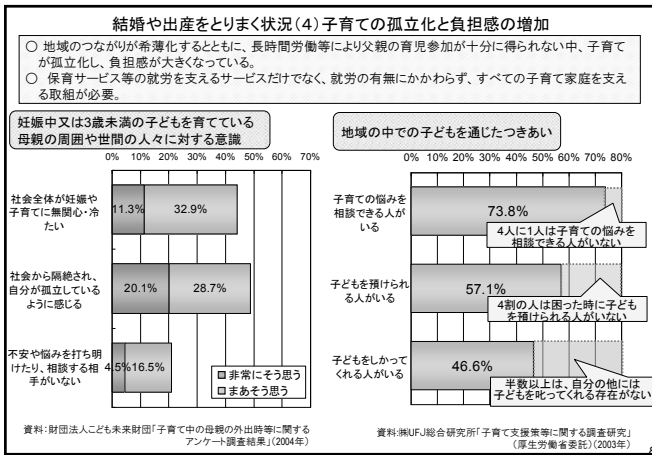
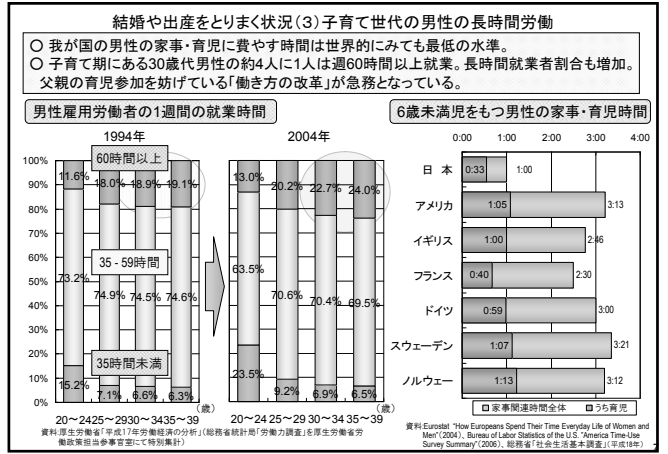
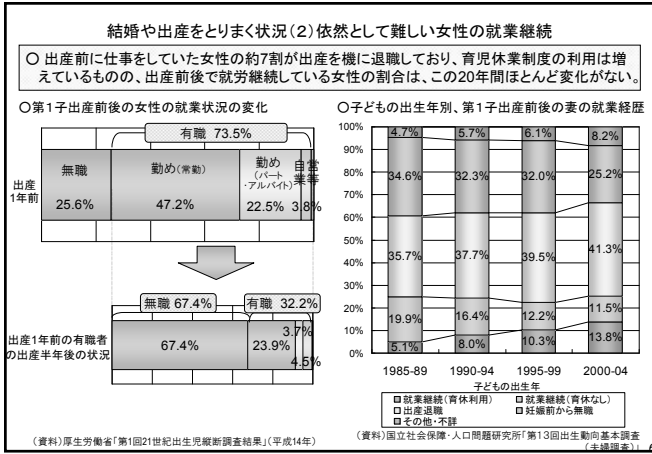
- 将来推計人口(平成18年中位推計)において想定されている日本の将来像と、実際の国民の希望とは大きく乖離。
- この乖離を生み出している要因としては、雇用の安定性や継続性、仕事と生活の調和の度合い、育児不安などが指摘されており、出産・子育てと働き方をめぐる問題に起因するところが大きい。



結婚や出産をとりまく状況(1)若年者の非正規雇用の増加

- 若年者の失業率は、若干改善したが依然として高水準。非正規雇用割合は依然高い。
- 非正規雇用の有配偶率は低く、雇用の不安定が結婚に当たっての「壁」となっている。





仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章及び行動指針、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略のポイント

策定の視点

(1) 少子化の背景には、結婚、出産・子育てに関する希望と現実の乖離が存在。
(2) 働き続けることと結婚して子どもを持つことの「二者択一」を迫られている状況を解決する必要。
⇒ 「二者択一」構造解決のため、
① 働き方の見直しによる「仕事と生活の調和」の実現
② 多様な働き方に対応した保育等の子育て支援策の再構築
を「車の両輪」として進めていく必要。

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略(平成19年12月)について

「就労」と「結婚・出産・子育て」の二者択一構造を変え、若者、女性、高齢者など働く意欲を持つすべての人の労働市場参加を実現しつつ、国民の希望する結婚・出産・子育てを可能とする

このためには、
働き方の改革による仕事と生活の調和の実現
「親の就労と子どもの育成の両立」「家庭における子育て」を包括的に支援する枠組み(社会的基盤)の構築

2つの取組を車の両輪として進めることが必要

包括的な次世代育成支援の枠組み

追加所要額 1兆5200億円～2兆4400億円

<p>I 親の就労と子どもの育成の両立を支える支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 3歳未満児のいる就業希望者を育児休業と就業促進給付金で支援 ○ 家庭の必要量の確保 ○ 家庭の保育など提供手段の多様化 ○ 認定こども園と短時間勤務の普及・促進 ○ 学納給付の拡充後対策の強化 <p><追加所要額> 1兆800億円～2兆円 (うち保育7700億円～1兆4400億円)</p>	<p>II すべての子どもの健やかな育成を支える対個人給付・サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ すべての子育て家庭に対する一時預かり制度の再構築 ○ 子育て世帯の支援ニーズに対応した経済的支援の実施 <p><追加所要額> 2600億円(児童手当を除く)</p>	<p>III すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経産省の支援の充実 ○ 地域子育て支援の面的展開 ○ 全小中学校に子どもの居場所設置 ○ 社会的責任を必要とする子どもに対する支援の充実 <p><追加所要額> 1800億円 (社会的責任に帰するものを除く)</p>
---	--	---

(※)追加所要額は、仕事と生活の調和を推進し、国民が希望する結婚や出産・子育てを実現するための給付・サービスについて、一定の標準水準を仮定して試算

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現

I 意義・緊要性

【従来】働き方の見直しは個々の企業の取組に依存一部が先進的に取り組み、社会的広がり欠如
【今後】経済的、労働的、地方的トップで協議、合意 → 社会全体を動かす大きな取組

【働き方の再構築】
○ 働き方の再構築、低所得者や高齢者の増加 → 正社員以外の働き方の増加
→ 経済的に自立できない層
○ かつは専業主婦、現在は過半数が共働き世帯
→ 働き方や子育てなどの社会的基盤は従来のまま
→ 男女の異なる役割分担が顕著

【仕事と生活の両立問題を抱える人の増加】
○ 正社員以外の働き方の増加
→ 経済的に自立できない層
○ 長時間労働
→ 「心身の疲労」「家族の関心を持っていない」
○ 働き方の選択の自由
→ 仕事と子育ての両立が困難

【少子化対策や労働力確保が社会全体の課題】
○ 結婚や子育てに関する人々の希望を実現しないに等しい、急進的な少子化対策
○ 働き方の見直しは、生産性の向上や働き方の場面に「朝日への投資」

○ 個人の生き方や人生の選択に応じて多様な働き方の選択を可能にする必要
○ 働き方の見直しは、生産性の向上や働き方の場面に「朝日への投資」

II 「憲章」及び「行動指針」

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」(国民的取組の大きな方向性の提示)
「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(企業や働く者の取組、官や地方公共団体の施策の方針)を構築

仕事と生活の調和が実現した社会の姿

① 働き方による経済的自立が可能となる社会
② 多様な働き方、生活方が選択できる社会

各主体の取組を推進するための社会全体の目標を設定

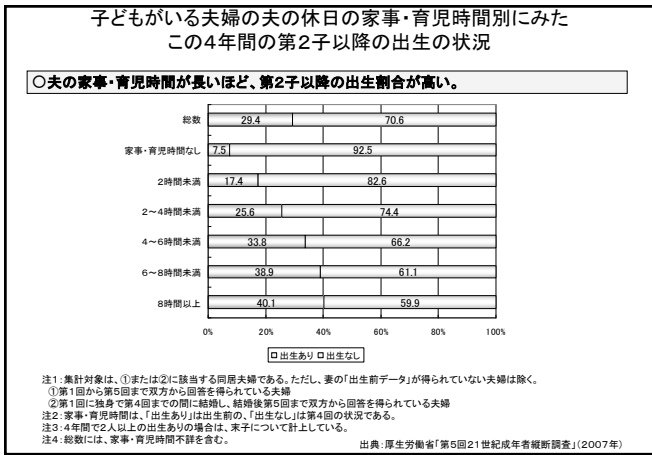
国民一人一人がやがていよいよ未来を担うことになる。仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年齢期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会

① 就業による経済的自立が可能な社会
② 多様な働き方、生活方が選択できる社会

③ 働き方の見直しによる「仕事と生活の調和」の実現
④ 多様な働き方に対応した保育等の子育て支援策の再構築

企業と働く者
協働して生産性の向上に努めつつ、雇用の確保や雇用の質の向上と働き方の改革に自主的に取り組む

国・地方公共団体
国民生活を多岐にわたる施策の構築、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進、支援策への積極的な取組、地域の発展に努む



【目録】 児童福祉法等の一部を改正する法律(平成20年12月3日 法律第85号)の概要

「子どもと家族を支援する日本」重点戦略を踏まえ、家庭の保育事業等の新たな子育て支援サービスの創設、虐待を受けた子ども等に対する保護の確保における保護の充実、仕事と生活の両立支援のための一般事業主行動計画の策定の促進など、地域や職域における次世代育成支援対策を推進するための所要の改正を行う。

【主な内容】

I 地域における次世代育成支援対策の推進

① 新たな子育て支援サービスの創設(児童福祉法等の一部改正)

- 一定の質を確保しつつ、多様な主体による保育サービスの普及促進とすべての家庭における子育て支援の拡充を図るため、新たに家庭的保育事業(保育ママ)、すべての子どもを対象とした一時的な保育事業、乳児家庭全戸訪問事業、児童家庭援助事業及び地域子育て支援拠点事業を法律で創設し、市町村におけるサービスの実施の促進を図る。
- 児童福祉法等の内部における虐待対策の強化のため、虐待を発生した者の通告義務等を設けるほか、地域における児童虐待対策の強化を行う。

② 職域における子育て支援サービスの創設(労働基準法等の一部改正)

- 専従者を社会的養育の手段として活用するため、母子縁結を創設し、一定の研修を要件とするなど里親制度を見直す。
- 家庭的な環境における子どもの養育を推進するため、虐待を受けた子ども等を養育者の住居において養育する事業(ファミリーホーム)を創設、児童福祉法等の内部における虐待対策の強化のため、虐待を発生した者の通告義務等を設けるほか、地域における児童虐待対策の強化を行う。

③ 地域における子育て支援サービスの創設(次世代育成支援対策推進法の一部改正)

- 働き方の見直しと働き方改革の推進を図るため、市町村の行動計画策定に当たり参画すべき企業等に関する標準を国において定める等の見直しを行う。

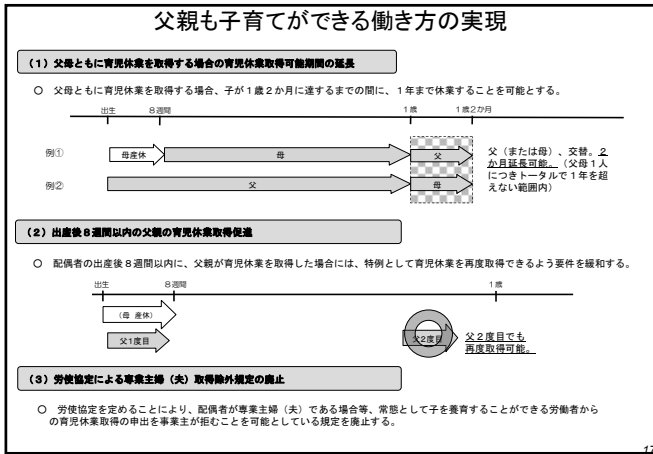
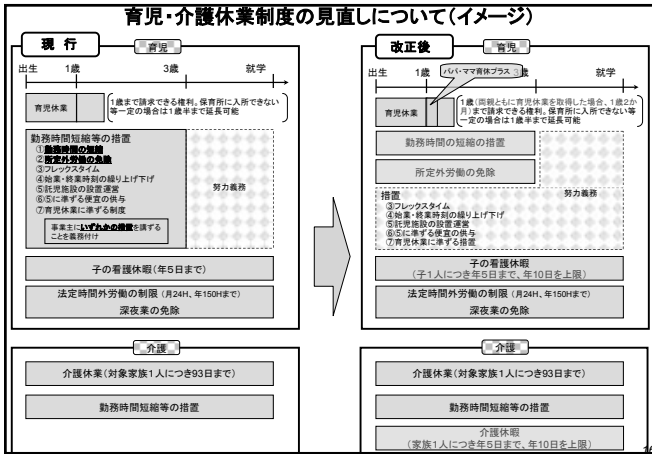
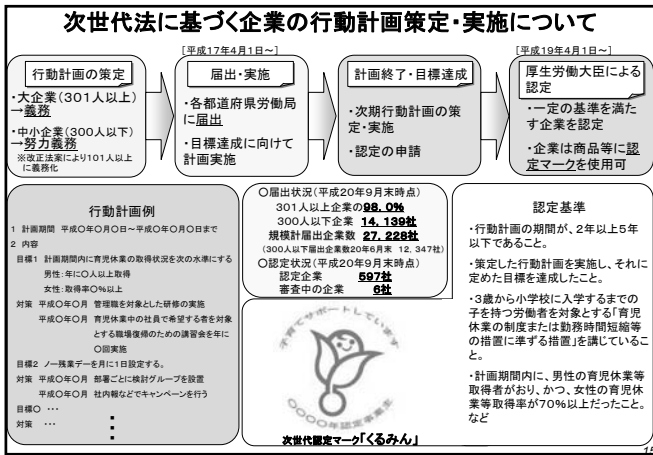
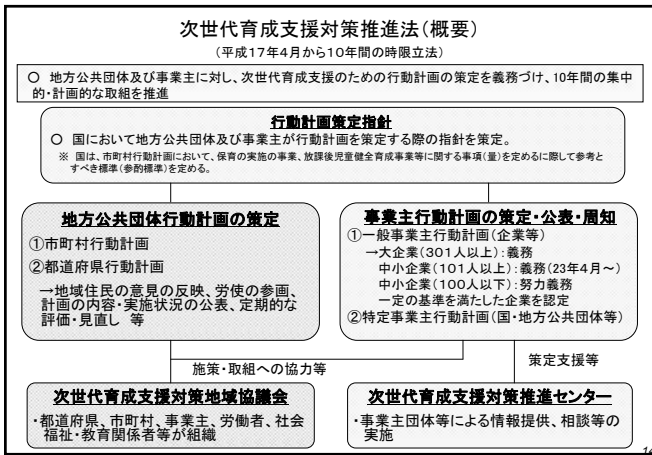
II 職域における次世代育成支援対策の推進

① 仕事と生活の両立支援の促進(次世代育成支援対策推進法の一部改正)

- 仕事と生活の両立を支援するための雇用の改善等について事業主が策定する一般事業主行動計画の策定・届出の義務づけの対象範囲を従業員301人以上企業から従業員101人以上企業に拡大する。
- 一般事業主行動計画の公表・従業員への周知を計画の策定・届出義務のある企業に義務づける。

【施行期日】

- 新法として平成21年4月1日、(1)の行動計画策定の見直しは即日5月1日より6ヶ月を超えない期間で改定される日、家庭的保育事業(保育ママ)の創設は平成22年4月1日、(1)の一般事業主行動計画の対象範囲の拡大は平成23年4月1日



持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」

(平成20年12月24日閣議決定)

III. 税制技術改革の全体像

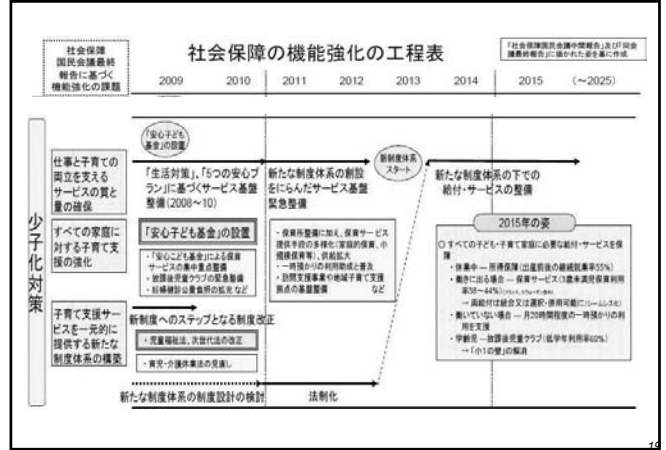
経済状況の好転後に実施する税制技術改革の3原則

- 原則1. 多年度にわたる増減税を法律において一体的に決定し、それぞれの実施時期を明示しつつ、段階的に実行する。
- 原則2. 潜在成長率の発揮が見込まれる段階に達しているかなどを判断基準とし、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとする。
- 原則3. 消費税収は、確立・制度化した社会保障の費用に充てることにより、すべて国民に還元し、官の肥大化には使わない。

V. 中期プログラムの準備と実行

準備と実行に関する原則

- 原則1. 経済好転後の速やかな施行のために、税制技術改革の実施時期に先立ち、制度的準備を整える。
- 原則2. 国民の理解を得ながら「中期プログラム」を確実に実行するため、税制技術改革の道筋を立法上明らかにする。



準備と実行に関する原則

- 原則1. 経済好転後の速やかな施行のために、税制技術改革の実施時期に先立ち、制度的準備を整える。
- 原則2. 国民の理解を得ながら「中期プログラム」を確実に実行するため、税制技術改革の道筋を立法上明らかにする。

次世代育成支援のための新たな制度体系の検討について

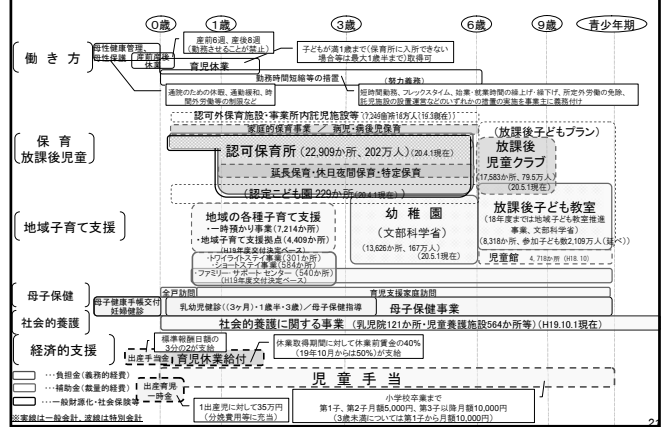
- 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略(平成19年12月少子化社会対策会議決定)
- 国民の結婚・出産・子育てに関する希望と現実の乖離を解決するためには、「仕事と結婚・出産・子育て」の三者択一の解決が不可欠であり、①働き方の改革による「仕事と生活の調和」の実現と、②仕事と子育ての両立、家庭における子育てを支える社会的基盤の構築の2つの取組を「車の両輪」として取り組むことが必要。
- このため、仕事と生活の調和の実現と、希望する結婚・出産・子育ての実現を支える給付・サービスを、体系的・普遍的に提供し、必要な費用について、次世代の負担とすることなく、国・地方公共団体・事業主・個人の負担・支出の組合わせによって支える具体的な制度設計の検討に直ちに着手の上、税制改革の動向を踏まえたついでに進めるべき。

社会保障審議会 少子化対策特別部会における検討

- 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を踏まえ、社会保障審議会に少子化対策特別部会を設置(平成19年12月)、平成20年3月より新たな制度設計に向けた検討を開始。(※3月より重点戦略で示された方向に沿って検討を進めるとして検討。)
- 〔検討経過〕
 - 2/14(第4回)〜これまでの議論の紹介とフィードバック
 - 3/21(第5回)〜現物サービスの現状と課題/サービス利用者・提供者とのアング
 - 4/9(第6回)〜現金給付の現状と課題/費用負担の現状と課題
 - 4/21(第7回)〜第4回〜第6回の議論を踏まえた議論
 - 5/19(第8回)〜「次世代育成支援のための新たな制度設計」に向けた基本方針
- 平成20年5月20日に新たな制度設計に向けた基本的考え方をとりまとめ。
- (平成20年6月まで、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略において明らかにされた方向に沿って取り組むべき課題についての議論を実施。)
- その後も、税制改革の動向を踏まえたついで、速やかに検討を進める(9月5日より議論を再開)。

- (社会保障審議会 少子化対策特別部会 委員構成)
- | | |
|------------------------------|------------------------------|
| 岸 田 博 東京大学大学院経済学研究科教授 | 庄 司 洋 立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科教授 |
| 村 上 正 東京大学大学院経済学研究科教授 | 杉 山 千 有明大学経済学部教授 |
| 岩 井 浩 三井物産株式会社代表取締役 | 野 田 浩 三井物産株式会社代表取締役 |
| 大 石 隆 子 千葉大学経済学部教授 | 野 田 浩 三井物産株式会社代表取締役 |
| 大 日 出 雅 恵 恵愛女子大学経済学部教授 | 野 田 浩 三井物産株式会社代表取締役 |
| 清 原 慶 子 三井物産株式会社代表取締役 | 野 田 浩 三井物産株式会社代表取締役 |
| 柳 村 孝 慶応義塾大学経済学部教授 | 野 田 浩 三井物産株式会社代表取締役 |
| 佐 藤 博 東京大学大学院経済学研究科教授 | 野 田 浩 三井物産株式会社代表取締役 |
| 佐 藤 洋 子 日本労働組合総連合会政策開発生活福祉部長 | 野 田 浩 三井物産株式会社代表取締役 |
- (五十音順 敬称略)

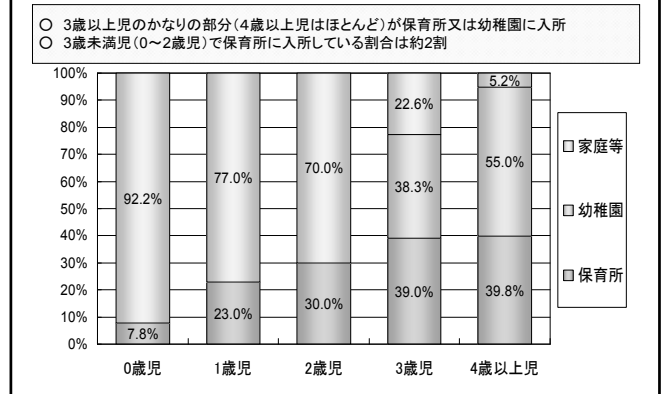
次世代育成支援に関係する制度の現状



「基本的考え方」を踏まえた具体化が必要な検討事項

- 〔保育サービスの提供の新しい仕組み (公的役割や特性も踏まえた新しい「保育メニュー」)〕
 - ・ 保育サービスの必要性の判断基準 (「保育に欠ける」要件の見直し)
 - ・ 契約などの利用方式のあり方
 - ・ 市町村等の適切な関与の仕組み (保育の必要度が高い子どもの利用確保等)
 - ・ 情報公表や第三者評価の仕組み
 - ・ 地域の保育機能の維持向上
 - (※ 就学前保育・教育施策のあり方全般に関する検討 → 新たな検討の場)
 - 〔放課後児童対策の仕組み〕
 - ・ 全ての子育て家庭に対する支援の仕組み
 - ・ 妊婦健診、一時預かり、地域子育て支援拠点事業、全戸訪問事業等の
 - ・ 量的拡充
 - ・ 質の維持・向上
 - ・ 財源のあり方
 - 〔買の新しいサービスによる子どもの最善の利益の保障〕
 - ・ 買の新しいサービスの買の維持・向上
 - ・ 買の新しいサービスの買の維持・向上
 - ・ 買の新しいサービスの買の維持・向上
 - 〔社会全体での重層的負担・目的・受益と運動した費用負担〕
 - ・ 地方自治体のあり方 (必要不可欠な地域格差を解消)
 - ・ 事業主負担のあり方 (サービス提供の目的を明確に)
 - ・ 利用者負担のあり方 (利用者負担を明確に)
- 特別な支援を必要とする子供や家庭に対する配慮を包含
働き方の見直しの必要性

就学前児童が育つ場所(平成19年)



子育て世代の女性の労働力率と認可保育サービス利用割合(3歳未満児)

	日本	フランス	スウェーデン	ドイツ
女性労働力率(2005)				
25~29歳	71.6%	78.4%	83.2%	73.5%
30~34歳	61.6%	78.9%	84.6%	74.4%
35~39歳	62.3%	81.4%	88.1%	78.7%
(うち有配偶)				
25~29歳	48.4%	72.4%	78.8%	58.7%
30~34歳	48.1%	74.6%	83.1%	64.8%
35~39歳	54.5%	78.9%	88.6%	73.3%
3歳未満児のうち認可された保育サービスを利用する者の割合	20% (2006) (0歳児 7% 1歳児 22% 2歳児 29%)	42% (2004) (集団託児所 11% 家庭託児所 3% 認定保育ママ 29%) ※このほか、2歳児の26%が幼稚園の早期入学を利用	44% (2004) (0歳児 0% 1歳児 45% 2歳児 87%) 就学前保育施設 40% 保育ママ 4%	14% (2006) (旧西独 8% 旧東独 39%) 保育所 12% 保育ママ 2%

(資料) (労働力率) 総務省統計局・国際調査(日本) Eurostat・The European Labour Force Survey(フランス、スウェーデン、ドイツ)
(保育サービス利用割合) 厚生労働省・福祉行政報告例(日本) Drees・L'accueil collectif et en crèche familiale des enfants de moins de 6 ans en 2004(フランス) Statistics Sweden・Statistical Yearbook of Sweden 2006(スウェーデン) Statistisches Bundesamt・Pressemittlung vom 1. März 2007・285.000 Kinder unter 3 Jahren in Tagesbetreuung(ドイツ)

「新待機児童ゼロ作戦」について(概要)

趣旨

働きながら子育てをしたいと願う国民が、その両立の難しさから、仕事を辞める、あるいは出産を断念するといったことのないよう、

- 働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現
- 「新たな次世代育成支援の枠組み」の構築

の二つの取組を「車の両輪」として進めていく。

希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができるための「新待機児童ゼロ作戦」を展開

保育施策を質・量ともに充実・強化するための「新待機児童ゼロ作戦」を展開

目標・具体的施策

希望するすべての人が子どもを預けて働くことができるためのサービスの受け手を確保し、待機児童をゼロにする。特に、今後3年間を集中重点期間とし、取組を進める。

↓

<10年後の目標>

- ・保育サービス(3歳未満児)の提供割合 20% → 30% (※)
- ・【利用児童数100万人増(0~5歳)】
- ・放課後児童クラブ(小学1年~3年)の利用率 15% → 60% (※)
- 【登録児童数145万人増】

⇒ この目標実現のためには一定規模の財政投入が必要

税制改革の動向を踏まえつつ、「新たな次世代育成支援の枠組み」の構築について速やかに検討。

集中重点期間の対応

当面、以下の取組を進めるとともに、集中重点期間における取組を推進するため、待機児童の多い地域に対する重点的な支援や認定子ども園に対する支援などについて夏頃を目途に検討

- ・〇保育サービスの質的拡充と提供手段の多様化(児童福祉法の改正)
- ・〇保育所に加え、家庭的保育(保育ママ)、認定こども園、幼稚園の預かり保育、専業主婦の保育参加の充実
- ・〇小学校就学後まで施設対象を拡大
- ・〇小中放課後等も引き続き放課後等の生活の場を確保
- ・〇地域における保育サービス等の計画的整備(次世代育成支援対策推進法の改正)
- ・〇女性の就業率の高まりに応じて必要となるサービスの中長期的な事業を立案し、その他対策を計画的に拡大
- ・〇子どもの健やかな育成のため、サービスの質を確保

(※)「仕事と生活の調和と推進のための行動指針(平成19年12月)」における仕事と生活の調和と社会的責任の両立に向けた各主要国の取組を踏まえ、社会全体の目標として、取組が進んだ場合10年後(2017年)に達成される水準

平成22年度少子化対策関係厚労省予算

21年度予算案額 1兆3,922億円 (20年度予算案額 1兆3,452億円)

1. 地域の子育て支援の推進	6,877億円
○ すべての家庭を対象とした地域子育て支援対策の充実	561億円
○ 次世代育成支援のための人材養成(新規)、ファミリー・サポート・センター事業における育児・前後期、緊急時の預かり等	多様なニーズへの対応(形等)、地域の子育て支援拠点の拡充、地域に密着した一時預かりの推進
○ 新待機児童ゼロ作戦の推進など保育サービスの充実	3,569億円
○ 待機児童解消に向けた保育所の受入れ児童数の拡大、第3子目以降の保育料の無料化、家庭的保育事業の拡充などの多様な保育サービスの提供	235億円
○ 総合的な放課後児童対策(放課後子どもプラン)の着実な推進	2,523億円
○ 「放課後子どもプラン」の着実な推進、放課後児童クラブに対するソフト面及びハード面での支援	2,523億円
○ 児童手当国庫負担金	2,523億円
2. 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実	926億円
○ 虐待を受けた子ども等への支援の強化	877億円
○ 子どもを守る地域ネットワークや児童相談所の機能強化、社会的養護体制の拡充	49億円
3. 産子産産等自己支援対策の推進	1,743億円
4. 産子産産等の充実	193億円
○ 不妊治療への支援等	46億円
○ 不妊治療に関する費用の一部助成等の支援、妊産婦ケアセンター(仮称)への支援(新規)	147億円
5. 出産物に係る経済的負担の軽減	79億円
○ 出産育児一時金の充実等により、妊産婦の経済的負担を軽減する	79億円
6. 仕事と家庭の両立の支援	100億円
○ 育児・介護休業制度の拡充や事業所内保育施設に対する支援の充実と地域開放等	100億円
7. 安定した雇用・生活の確保と安心・納得して働くことのできる職場環境	28億円

安心子ども基金の創設

約1,000億円
〔平成22年度までの緊急措置として各都道府県に基金を創設〕

全ての地域において、子どもを安心して育てることができるよう「新待機児童ゼロ作戦」の前倒し実施を図り、平成22年度までの集中重点期間において15万人分の保育所等整備を推進すること等を目的として各都道府県に基金を創設するものである。

(内容)

- 1 保育所の緊急整備
 - 市町村における保育所の緊急整備
 - 質的物件による新たな保育所整備
- 2 新たな保育ニーズへの対応
 - 認定こども園の拡充
 - 多様な保育ニーズへの効果的・効率的な対応
 - 放課後児童クラブの設置等の促進
- 3 保育の質の向上のための研修の実施

